

申告書・人的控除票記入例

令和7年中の人的控除に関して記入します。

※12/31時点現況で判断します。

※令和7年中に死亡した扶養親族等は死亡時での判定となります。

太枠で囲っている
部分は必ず記入し
てください。

人的控除票に記載した内容を担当者が申告書へ記入し、計算します。
人的控除を適用する方は、必ず申告書と一緒に郵送してください。

令和8年度 市民税・道民税人的控除票

1. 申告者に関する事項(住所・氏名等を記入してください)

| | | | | |
|-------|----------------|------------|------------------------|-------|
| 住所 | 〒 函館市 町 丁目 番 号 | | | |
| フリガナ | 生年月日 | 大・昭 平・令 | 年 | 月 日 |
| 申告者氏名 | 電話 | - | | |
| 世帯主 | 続柄 | 本人障害 | あり(身精級)・なし 療他 交付年月日 | 年 月 日 |

2. 扶養親族に関する事項(扶養している方がいる場合は、以下の欄に記入してください)

| 名前 | 続柄 | 生年月日 | 住所(別居の場合のみ記入) | 障害 | 収入金額 |
|----|--------------|------------|---------------|------------------------|-------------------|
| | 配偶者 | 大・昭 平・令 | 年 月 日 | あり(身精級)・なし 療他 交付年月日 | 収入の種類 () 円 |
| | 子・父・母 () | 大・昭 平・令 | 年 月 日 | あり(身精級)・なし 療他 交付年月日 | 収入の種類 () 円 |
| | 子・父・母 () | 大・昭 平・令 | 年 月 日 | あり(身精級)・なし 療他 交付年月日 | 収入の種類 () 円 |
| | 子・父・母 () | 大・昭 平・令 | 年 月 日 | あり(身精級)・なし 療他 交付年月日 | 収入の種類 () 円 |
| | 子・父・母 () | 大・昭 平・令 | 年 月 日 | あり(身精級)・なし 療他 交付年月日 | 収入の種類 () 円 |

扶養している方が
いる場合は記入
して下さい。

障害者控除を受
ける場合は手帳
等の写しを添付
します。

収入金額がある
場合は記入して
下さい。

※令和7年中の合計所得金額が58万円以下である扶養親族を記入してください。なお、配偶者の合計所得金額が58万円を超えて133万円以下の場合は、申告者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて配偶者特別控除が適用になります。また、19歳以上23歳未満の扶養親族(配偶者および専従者を除く)で合計所得金額が58万円を超えて123万円以下の場合は、扶養親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除が適用になります。

※障害者控除を適用する場合は、障害等級等が分かる手帳(写)または障害者控除対象者認定書(写)を添付してください。

3. 申告者本人が寡婦控除、ひとり親控除を適用する方(令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方)は該当する①～③のチェック欄に✓を記入し、②③に該当する方は死別・離別の年月も記入してください。

| | 内容 | チェック欄 |
|---|---|--------------------------|
| ① | 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、「令和7年中の総所得金額等が58万円以下である生計を一にする子(他の扶養親族を除く)」を有する単身者で、事実婚と認められる者がいない方 →「ひとり親控除」適用 | <input type="checkbox"/> |
| ② | ①に該当しないが、夫と死別(または生死不明・未帰還)(年 月頃)した後、婚姻(事実婚含む)をしていない方 →「寡婦控除」適用 | <input type="checkbox"/> |
| ③ | ①に該当しないが、夫と離別(年 月頃)した後、婚姻(事実婚含む)をせず、「令和7年中の合計所得金額が58万円以下である扶養親族」を有する方 →「寡婦控除」適用 | <input type="checkbox"/> |

4. 申告者本人が勤労学生控除を適用する方(下記内容の(1)～(4)までの条件を満たす方)はチェック欄に✓を記入し、学生証の(写)または在学証明書(の写)を添付してください。

| 内容 | チェック欄 |
|---|--------------------------|
| (1)対象となる学校に在学する学生で、(2)自己の勤労により得た所得があり、(3)かつ合計所得金額が85万円以下で、(4)合計所得のうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の方 →「勤労学生」控除適用 | <input type="checkbox"/> |

以下 職員記載欄

| | | | | | |
|------|--|--------|--|----|----|
| 宛名番号 | | 郵便受付番号 | | 点検 | 確認 |
| | | | | Ⓜ | Ⓜ |

・配偶者控除

本人の合計所得が1,000万円以下かつ生計を一にする配偶者の合計所得が5.8万円以下である場合に控除されます。(専従者や他の扶養親族となっている方を除きます。)適用する方がいる場合は記入してください。

・配偶者特別控除

本人の合計所得が1,000万円以下かつ生計を一にする配偶者の合計所得が5.8万円超13.3万円以下である場合に、配偶者の合計所得に応じて控除されます。(専従者となっている方を除きます。)適用する方がいる場合は記入してください。

・扶養控除

本人と生計を一にする16歳以上の扶養親族で合計所得が5.8万円以下である場合に控除されます。(専従者や他の扶養親族となっている方を除きます。)適用する方がいる場合は記入してください。

・特定親族特別控除

本人と生計を一にする19歳以上23歳未満の扶養親族で合計所得が5.8万円超12.3万円以下である場合に、扶養親族の合計所得に応じて控除されます。(配偶者や専従者となっている方を除きます。)適用する方がいる場合は記入してください。

・16歳未満の扶養親族(年少扶養)

本人と生計を一にする16歳未満の合計所得が5.8万円以下の扶養親族。非課税基準の判定人数に含まれます。(専従者や他の扶養親族となっている方を除きます。)適用する方がいる場合は記入してください。

・障害者控除

本人または本人と生計を一にする合計所得が5.8万円以下の配偶者もしくは扶養親族のうちに障害者がある場合に控除されます。適用する方がいる場合は記入してください。

適用の際には、障害者手帳等の写しの添付が必要です。

障害者控除における障害者手帳の種類や等級による区分は下記表のとおりです。

| | 普通障害 | 特別障害 |
|-------------|--------|------|
| 療育手帳 | B判定等 | A判定等 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 2・3級 | 1級 |
| 身体障害者手帳 | 3～6級 | 1～2級 |
| 障害者控除対象者認定書 | 認定書で判断 | |

・同居特別障害

※上記に該当する配偶者または扶養親族が特別障害者に該当し、本人または配偶者もしくは本人と生計を一にするその他親族のいずれかと同居を常況とす

・ひとり親控除・寡婦控除

現に婚姻をしていない方、または配偶者が生死不明の方で、合計所得金額が500万円以下かつ婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないことを満たした上で、次の1. 2.のどちらかに当てはまる場合に控除されます。適用する方は記入してください。

1. ひとり親控除

① 総所得金額等が5.8万円以下の生計を一にする子がいる場合
※他の扶養親族としている場合は適用できません。

2. 寡婦控除

② 「ひとり親」に該当しない方で、「夫と死別した方」または
③ 「夫と離別した方で、子以外の扶養親族を有する」場合

・勤労学生控除

対象となる学校に在学する学生で、自己の勤労により得た所得があり、かつ合計所得金額が8.5万円以下で、合計所得のうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に控除されます。適用する方は記入してください。適用の際には、学生証または在学証明書の写しの添付が必要です。

・対象となる学校とは

学校教育法に規定する、大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校や、専修学校など。※詳しくはお問合せください。

・令和8年度の市民税・道民税申告期間について

令和8年2月6日(金) ～ 令和8年3月16日(月) となっております。申告期間内の提出をお願いします。

※申告期間後に提出された場合は、納税通知書への反映が間に合わない場合があります。